

和歌山市こども未来ギフト事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子の出生に対し、出産祝い品を贈呈することにより、すべての子供たちの健やかな成長を願うとともに、未来を応援するため和歌山市こども未来ギフト事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(贈呈対象者)

第2条 出産祝い品の贈呈を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、当該者の属する世帯の住民票に、出生により子が記録されたものとする。

(申請)

第3条 出産祝い品の贈呈を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象児（前条に規定する出生により住民票に記録される子をいう。以下同じ。）が出生した日から6月以内に、次項に規定する申請書の持参若しくは郵送又は第3項に規定する本市のホームページを通じたオンライン申請（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行われる申請をいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 申請者は、申請書の持参又は郵送を行う場合にあっては、和歌山市こども未来ギフト贈呈申請書（別記様式第1号）により申請しなければならない。

3 申請者は、オンライン申請を行う場合にあっては、申請に係る子が対象児であることを明らかにすることができる書類の画像情報とともに、本市が設けた専用の入力フォームに次に掲げる事項を入力し、送信しなければならない。

(1) 申請者に関する事項

ア 郵便番号

イ 住所

ウ 氏名

エ 電話番号

オ 出産祝い品の届け先

(2) 対象児に関する事項

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 出産祝い品の種類

エ 兄姉の氏名及び生年月日

4 第1項の申請は、対象児1人につき1回とする。

(贈呈の決定等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、出産祝い品の贈呈の可否を決定するものとする。

2 市長は、出産祝い品を贈呈することを決定したときは、申請者に対し出産祝い品を発送するものとする。

3 市長は、出産祝い品を贈呈しないことを決定したときは、和歌山市こども未来ギフト不贈呈決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(不着の場合の取扱い)

第5条 申請のあった届け先に出産祝い品を発送したにもかかわらず、申請者に到達しない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなすことができる。

(支給を受ける権利の譲渡又は担保の禁止)

第6条 出産祝い品の贈呈を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年4月1日以後に出生した対象児について適用する。
- 3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に出生した対象児については、この要綱の規定は、なおその効力を有する。

別記様式第1号（第3条関係）

和歌山市こども未来ギフト贈呈申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

電話番号

和歌山市こども未来ギフト事業実施要綱第3条の規定に基づき、次のとおり出産祝い品の贈呈を申請します。

ふりがな 対象児氏名	
対象児生年月日	年 月 日生
出産祝い品	
出産祝い品の届け先 ※申請者の住所以外の場所に届ける場合のみ記入	〒
兄弟の氏名 生年月日	1 _____ (年 月 日生) 2 _____ (年 月 日生) 3 _____ (年 月 日生) 4 _____ (年 月 日生)

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



和歌山市こども未来ギフト不贈呈決定通知書

年 月 日付けで申請のあった祝い品の贈呈について、次の理由により贈呈しないことに決定したので、和歌山市こども未来ギフト事業実施要綱第4条の規定により通知します。

対象児氏名	
対象児生年月日	年 月 日生
出産祝い品	
不贈呈の理由	